

○厚生労働省告示第四百十四号

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、令和四年四月一日から適用する。

令和三年十二月二十七日

厚生労働大臣 後藤 茂之

民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一条 厚生労働大臣が定める者（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 児童福祉法施行令（以下「令」という。） 第二十二條第一項第二号口の医療費支給認定（児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号。以下「法」という。）第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病医療支援（法第六条の二第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものは、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童</p>	<p>一 児童福祉法施行令（以下「令」という。） 第二十二條第一項第二号口の医療費支給認定（児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号。以下「法」という。）第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病医療支援（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるものは、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病児童</p>

<p>等をいう。以下同じ。であつて、同一の月に受けた小児慢性特定疾病医療支援につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額が五万円を超えた月数が、当該医療費支給認定の申請を行った月以前の十二月以内に既に六月以上あるものとする。</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>改 正 後</p> <p>児童福祉法(以下「法」という)第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者(法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定患者をいう。以下同じ)又は医療費支給認定患者(法第十九条の二第一項に規定する医療費支給認定患者をいう。以下同じ)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる者以外の医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者 食事療養標準負担額(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう)の二分の一の額</p> <p>二 次のイからハまでに掲げる医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者 零</p> <p>(削る)</p>	<p>等をいう。以下同じ。であつて、同一の月に受けた小児慢性特定疾病医療支援につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額が五万円を超えた月数が、当該医療費支給認定の申請を行った月以前の十二月以内に既に六月以上あるものとする。</p> <p>二 四 (略)</p>
<p>児童福祉法(以下「法」という)第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者(同条第三項第七号に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる者以外の医療費支給認定保護者 食事療養標準負担額(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう)の二分の一の額</p> <p>二 次のイからニまでに掲げる医療費支給認定保護者(ただし、イに掲げる者にあつては、平成二十九年十二月三十一日までの間に限る。) 零</p> <p>イ 医療費支給認定(法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう)に係る小児慢性特定疾病児童等(法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ)が、児童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という)の施行の日の前日において改正法に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要す</p>	<p>改 正 前</p> <p>児童福祉法(以下「法」という)第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者(同条第三項第七号に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる者以外の医療費支給認定保護者 食事療養標準負担額(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう)の二分の一の額</p> <p>二 次のイからニまでに掲げる医療費支給認定保護者(ただし、イに掲げる者にあつては、平成二十九年十二月三十一日までの間に限る。) 零</p> <p>イ 医療費支給認定(法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう)に係る小児慢性特定疾病児童等(法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ)が、児童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という)の施行の日の前日において改正法に基づく事業に係る医療の給付又は医療に要す</p>	<p>等をいう。以下同じ。であつて、同一の月に受けた小児慢性特定疾病医療支援につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額が五万円を超えた月数が、当該医療費支給認定の申請を行った月以前の十二月以内に既に六月以上あるものとする。</p> <p>二 四 (略)</p>

第二條 児童福祉法第十九条の二第二項第二号の厚生労働大臣が定める額の一部改正  
 告示第四百六十三号)の一部を次の表のように改正する。  
 (傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p> <p>児童福祉法(以下「法」という)第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう)が指定小児慢性特定疾病医療支援(法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう)を受けるため、指定</p>	<p>一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者</p> <p>ロ 被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう)である医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者</p> <p>ハ 要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう)である者であつて、かつ、前号に定める食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ)を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態になる医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者</p>	<p>改 正 前</p> <p>児童福祉法(以下「法」という)第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう)が指定小児慢性特定疾病医療支援(法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう)を受けるため、指定</p> <p>一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者</p> <p>ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者</p> <p>ハ 被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう)である医療費支給認定保護者</p> <p>ニ 要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう)である者であつて、かつ、前号に定める食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護(同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ)を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態になる医療費支給認定保護者</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>
<p>児童福祉法(以下「法」という)第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう)が指定小児慢性特定疾病医療支援(法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう)を受けるため、指定</p>	<p>(児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の二第二項の規定による診療方針の一部改正)</p> <p>第三條 児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の二第二項の規定による診療方針(平成二十六年厚生労働省告示第四百六十四号)の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>児童福祉法(以下「法」という)第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等(法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう)が指定小児慢性特定疾病医療支援(法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう)を受けるため、指定</p>

小児慢性特定疾病医療機関（法第六条の第二項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。）に移送された場合において、当該移送に係る費用につき都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市）にあっては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市が必要と認めて支給する小児慢性特定疾病医療費の額の算定方法は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十七条第一項の規定による移送費の算定方法の例による。

小児慢性特定疾病医療機関（法第六条の第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。）に移送された場合において、当該移送に係る費用につき都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市）にあっては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市が必要と認めて支給する小児慢性特定疾病医療費の額の算定方法は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十七条第一項の規定による移送費の算定方法の例による。

（指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程の一部改正）  
**第四条** 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第一条</b>（指定小児慢性特定疾病医療機関の義務）            指定小児慢性特定疾病医療機関（児童福祉法（以下「法」という。）第六条の第二項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による小児慢性特定疾病医療支援（同条第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）を担当しなければならない。</p> <p>（診療開始時の注意）  <b>第三条</b> 指定小児慢性特定疾病医療機関は、医療費支給認定保護者（法第十九条の三七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）又は医療費支給認定患者（法第十九条の二第一項に規定する医療費支給認定患者をいう。）から同項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という。）を提示して小児慢性特定疾病児童等の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。</p>	<p><b>第一条</b>（指定小児慢性特定疾病医療機関の義務）            指定小児慢性特定疾病医療機関（児童福祉法（以下「法」という。）第六条の第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による小児慢性特定疾病医療支援（同項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）を担当しなければならない。</p> <p>（診療開始時の注意）  <b>第三条</b> 指定小児慢性特定疾病医療機関は、医療費支給認定保護者（法第十九条の三七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）から同項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という。）を提示して小児慢性特定疾病児童等の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>（児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病）ごとに厚生労働大臣が定める疾病の程度の一部改正）  <b>第五条</b> 児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病）ごとに厚生労働大臣が定める疾病の程度（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p>	<p>（難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部改正）  <b>第六条</b> 難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）の一部を次の表のように改正する。</p> <p>（傍線部分は改正部分）</p>
<p><b>改正後</b></p> <p>児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病）ごとに厚生労働大臣が定める疾病の程度</p> <p>児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病）ごとに厚生労働大臣が定める疾病の程度</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病）ごとに厚生労働大臣が定める疾病の程度</p> <p>児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病）ごとに厚生労働大臣が定める疾病の程度</p>
<p><b>改正後</b></p> <p>第三 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 今後の取組の方向性について</p> <p>ア エ (略)</p> <p>オ 国は、小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に対して、必要な医療等を切れ目なく行うため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携を推進するためのモデル事業を実施し、都道府県、指定都市及び中核市は、これらの連携の推進に努める。</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>第三 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 今後の取組の方向性について</p> <p>ア エ (略)</p> <p>オ 国は、小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に対して、成人後も必要な医療等を切れ目なく行うため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携を推進するためのモデル事業を実施し、都道府県、指定都市及び中核市は、これらの連携の推進に努める。</p>

(小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針の一部改正)  
**第七条** 小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針(平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>児童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という。)により、小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)に係る法定給付としての小児慢性特定疾病医療費の支給や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が法に位置づけられ、平成二十七年一月一日に施行された。</p>	<p>児童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号。以下「改正法」という。)により、小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)に係る法定給付としての小児慢性特定疾病医療費の支給や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が法に位置づけられ、平成二十七年一月一日に施行された。</p>

<p>第二十一条の四第一項に規定する疾病児童等をいう。以下同じ。の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>第二 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項</p> <p>一 小児慢性特定疾病については、法第六条の二第一項に定められた要件を満たす疾病を小児慢性特定疾病医療費の対象とするよう、国は、疾病について情報収集を広く行い、それぞれの疾病が置かれた状況を踏まえつつ、小児慢性特定疾病の要件の適合性について適宜判断を行う。</p> <p>併せて、国際的な状況も含めた医学の進歩に応じ、法第六条の二第三項に基づき小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度を見直すとともに、小児慢性特定疾病の診断の手引きの見直しを推進する。</p> <p>二 (略)</p>	<p>第二十一条の四第一項に規定する疾病児童等をいう。以下同じ。の健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>第二 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項</p> <p>一 小児慢性特定疾病については、法第六条の二第一項に定められた要件を満たす疾病を小児慢性特定疾病医療費の対象とするよう、国は、疾病について情報収集を広く行い、それぞれの疾病が置かれた状況を踏まえつつ、小児慢性特定疾病の要件の適合性について適宜判断を行う。</p> <p>併せて、国際的な状況も含めた医学の進歩に応じ、法第六条の二第二項に基づき小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度を見直すとともに、小児慢性特定疾病の診断の手引きの見直しを推進する。</p> <p>二 (略)</p>
--	--